

「直轄高知海岸地震対策検討委員会」規約

(名称)

第1条 本会の名称を「直轄高知海岸地震対策検討委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、直轄高知海岸での地震津波対策について、地質・構造など専門的な観点から、対策工の妥当性等について、提言・助言することを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 地震津波に関する事項
- 二 地震津波対策の具体的な内容
- 三 その他、委員会の目的を達成するために必要な事項に関する事項。

(委員)

第4条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。なお、必要に応じて委員会に諮った上で、別表以外の学識経験者などを委員又は臨時メンバーとして参加させることが出来るものとする。

- 2 委員は国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長(以下、「事務所長」という。)が委嘱する。
- 3 委員の氏名及び職業は公表する。

(委員長)

第5条 委員会は、委員の互選により委員長を置くものとする。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務と進行を統括する。
- 3 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことが出来る。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長の要請に基づき事務所長が招集する。

- 2 委員会は、委員長の要請に基づき隨時に開催する。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 委員会は原則公開とする。
- 5 委員は、委員会で知り得た内容等の秘密を他に漏らしてはならない。また、委員の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所において行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

(施行)

第9条 この規約は、平成23年12月9日より施行するものとする。

附則 平成25年3月5日改定（任期の削除、委員変更に伴う改定）

附則 令和7年10月29日改定（第2条、第6条および委員変更に伴う改定）

別 表

第4条第1項の委員及びオブザーバー

【委員】

氏名	所属
はら 原　　ただし 忠	高知大学教育研究部自然科学系理工学部門 教授
いちい　こうじ 一井　康二	関西大学社会安全学部 教授
よこち　かずひこ 横地　和彦	高知県 土木部長
しばた　りょう 柴田　亮	国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長
いしざき　たかひろ 石崎　隆弘	四国地方整備局 河川部長
わたなべ　くにひろ 渡邊　国広	四国地方整備局 高知河川国道事務所長

※敬称略

【オブザーバー】

所属
香南市役所

※敬称略